

県税滞納額の現状およびその縮減に向けた取組について

1. 県税滞納額等の推移について

「滋賀県行政経営方針 実施計画」

目標：県税収入未済額（徴収猶予額を除く）

平成23年度末 40.1億円 → 平成28年度まで毎年度1.2億円以上の縮減

[単位:百万円]

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
調定額 a	141,980	140,162	143,779	148,827	160,033	162,240
収入額 b	136,925	135,239	139,187	144,548	155,950	158,412
不納欠損額 c	304	385	332	310	268	269
徴収猶予額 d	740	763	842	803	777	821
滞納額 a-b-c-d	4,011	3,775	3,417	3,165	3,038	2,738
個人県民税	2,970	2,924	2,651	2,508	2,433	2,191
その他県税	1,041	851	767	657	605	548
縮減目標額	-	▲120	▲120	▲120	▲120	▲120
縮減実績額	-	▲236	▲357	▲252	▲127	▲300
徴収率 b/a	96.4%	96.5%	96.8%	97.1%	97.4%	97.6%

※四捨五入により合計が合わない場合がある。

- 平成28年度の県税収入は、法人二税が、平成28年3月決算期の企業収益が好調であったことなどにより、前年度決算額と比べ25億円増の1,584億円となり、平成25年度以降4年連続の増加となった。
- 平成28年度の県税滞納額は、個人県民税で前年度比2.4億円、全体としても前年度比で3.0億円減少し、27.4億円となった。
- 平成24年度から平成28年度までの5年間で合計6億円、単年度で1.2億円ずつの縮減を目指すことを組織目標としていた中、毎年度それを超える縮減を重ね、5年間で合計12.7億円と、目標額の2倍を超える縮減となった。

2. 県税滞納額の縮減に向けた5年間の取組結果について

(1) 個人県民税に係る取組

個人県民税は、地方税法において、市町が市町民税と併せて賦課徴収することとされ、県は市町に対し必要な援助を行うこととされている。このため、県は、市町と協議の上、連携した取組を行った。

ア 個人住民税に係る特別徴収の強化

個人住民税の給与からの特別徴収が行われるよう、市町と連携して、特別徴収を行うべき事業者（給与支払者）等に対して働きかけを実施し、現年分の滞納額の発生抑制に努めた。

また平成28年度においては、当該事業者に対して特別徴収税額を通知し、納入義務を課す取組を全市町一斉に実施した結果、特別徴収実施率が前年度比で5.7p増加した。

特別徴収実施率 全国順位 H27 27位 → H28 9位 (平成21年度から実施)

給与所得者のうち特別徴収により納付している納税義務者の割合（特別徴収実施率）

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
69.9%	73.1%	74.1%	74.6%	75.2%	76.7%	80.0%	85.7%

イ 県職員と市町職員による市町税の共同徴収

県職員2人を事業参加市町に1年間派遣し、市町職員と共同で個人住民税をはじめとした市町税を徴収するとともに、事業参加市町からは職員1人を大津市へ派遣した。

(平成23年度から実施 平成28年度をもって事業終了)

	対象市町	前年度徴収率	当年度徴収率	増減
H24	栗東市	94.6%	94.9%	0.3p上昇
H25	愛荘町	92.2%	93.0%	0.8p上昇
H26	甲賀市	95.1%	95.3%	0.2p上昇
H27	守山市	94.6%	95.1%	0.5p上昇
H28	湖南市	95.2%	95.7%	0.5p上昇[速報値]

ウ 県職員の市町への短期派遣

県職員を市町へ短期派遣し、困難案件などについて徴収支援を実施した。

(平成20年度から実施)

	対 象 市 町	派遣日数	延べ人員
H24	長浜市、野洲市、甲賀市	90日	107人
H25	長浜市、守山市、竜王町	58日	61人
H26	湖南市、竜王町	60日	60人
H27	甲賀市、湖南市	60日	60人
H28	草津市、守山市、甲賀市、米原市	113日	118人

エ 個人住民税の県による直接徴収

地方税法第48条の規定に基づき、個人住民税の徴収権限を市町から県に引き継いだ上で、県が直接徴収を実施した。

(平成15年度から実施)

	対 象 市 町	引継	整理(※)	整理率
H24	近江八幡市、守山市、高島市、愛荘町、 豊郷町、甲良町、多賀町	432人	304人	70.4%
		74,706千円	55,471千円	74.3%
H25	草津市、栗東市、甲賀市、高島市、 愛荘町、豊郷町、甲良町	239人	164人	68.6%
		52,771千円	32,927千円	62.4%

H26	草津市、守山市、栗東市、高島市、 愛荘町、豊郷町、甲良町	255人 28,735千円	145人 17,155千円	56.9% 59.7%
H27	草津市、栗東市、日野町、竜王町、愛 荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	123人 24,139千円	80人 14,985千円	65.0% 62.1%
H28	栗東市、湖南市、竜王町、愛荘町、 豊郷町、多賀町	96人 13,030千円	47人 6,897千円	49.0% 52.9%

(※)整理＝徴収＋滞納処分＋納付誓約＋執行停止。

オ 県職員と市町職員による合同捜索チームによる捜索の実施

県職員と市町職員による合同捜索チームを編成し、執行機関の要請に応じて派遣し、滞納者宅等での捜索、差押えを実施した。
(平成22年度から実施)

	チーム参加市町数	事案数	差 押 財 産
H24	3 市	13事案	現 金 等 動産66点
H25	3 市町	18事案	ゴルフバック等 動産19点
H26	11 市町	10事案	現 金 等 動産3点
H27	12 市町	15事案	大型バイク等 動産72点
H28	16 市町	23事案	液晶テレビ等 動産16点

カ 合同公売

差押財産の早期換価を進めるため、県および各市町により不動産等の合同公売を実施した。
(平成15年度から実施)

	実施回数	参加市町数	出品	落札	落札額合計
H24	2回	2 市	13 件	8 件	40,014,900 円
H25	1回	—	3 件	1 件	1,150,000 円
H26	2回	3 市	6 件	2 件	3,202,000 円
H27	1回	3 市	7 件	0 件	0円
H28	2回	4 市	15件	3 件	5,264,000円

(2) 個人県民税以外の県税に係る取組

滞納額の縮減に向けて、督促後、自主納付を促すための催告を行うとともに、滞納者の財産調査を行い、差押予告書の一斉送付を行うなど、効率的な催告と徹底した滞納処分に努めている。加えて、悪質な滞納者に対しては、家宅等の捜索を実施している。

	差押	捜索	公売			
			種類	出品	落札	落札額合計
H24	2,069 件	15 事案	不動産等	42 件	32 件	7,877,075 円
H25	1,466 件	12 事案	不動産等	10 件	4 件	1,873,011 円
H26	1,535 件	8 事案	不動産等	6 件	4 件	11,386,000 円
H27	1,472 件	7 事案	不動産	5 件	0 件	0 円
H28	1,118 件	12事案	不動産	7 件	2 件	2,581,500円

(3) 県と市町の税務事務（徴収業務）の共同実施

高島地域および湖東地域において、県および市町がそれぞれ職員の相互併任を行い、共同で県税・市町税の徴収業務を行った。

情報の共有化による効率的な財産調査や県税と市町税の重複滞納者に対する一元的な取扱い、また、県職員と市町職員による共同での搜索実施などにより、両地域とも地域全体として滞納額が縮減された。

ア 高島地域 平成25年8月から高島市役所において実施

[単位：千円]

	滞納額の縮減目標			滞納額の縮減実績				
	H24決算	H29目標	縮減額	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	累計
高島地域	798,879	650,719	▲148,160	▲19,606	▲30,192	▲14,120	▲5,358	▲69,276
県税	85,384	60,448	▲24,936	▲486	▲4,821	▲2,388	585	▲7,110
市税	713,495	590,271	▲123,224	▲19,120	▲25,371	▲11,732	▲5,943	▲62,166

※市税のH28縮減額は速報値。

イ 湖東地域 平成27年8月から県湖東合同庁舎において実施

[単位：千円]

	滞納額の縮減目標			滞納額の縮減実績		
	H26決算	H31目標	縮減額	H27実績	H28実績	累計
湖東地域	587,079	487,969	▲99,110	▲42,525	▲41,462	▲83,987
県税	85,413	65,932	▲19,481	▲17,862	▲7,157	▲25,019
町税	501,666	422,037	▲79,629	▲24,663	▲34,305	▲58,968
愛荘町	318,066	275,269	▲42,797	▲15,171	▲21,487	▲36,658
豊郷町	90,029	66,499	▲23,530	▲15,760	▲8,189	▲23,949
甲良町	93,571	80,269	▲13,302	6,268	▲4,629	1,639

※県税は3町分の合計。町税のH28縮減額は速報値。

3. 県税滞納額の縮減に向けた課題等および平成29年度取組について

(1) 課題

これまでの市町と連携した取組により、各市町の徴収の技術は確実に向上しているものの、平成19年度の税源移譲後、県税滞納額に占める個人県民税の滞納額の割合は未だ高く（H18:43.9%→H26:79.2%→H27:80.1%→H28:80.0%）、更なる縮減が課題となっている。

また、個人県民税以外の県税については、より一層、適正な課税と確実な徴収に努めることが必要である。

(2) 平成29年度以降の中期目標

「滋賀県行政経営方針 実施計画」

目標：県税収入未済額（徴収猶予額を除く）

平成29年度からの新たな数値目標の設定

平成29年度から平成33年度までの5年間で合計5億円、単年度で1億円ずつの県税滞納額の縮減を図る。

(3) 平成29年度の取組

ア 組織目標（抜粋）

〔県税滞納額の縮減〕

- ・平成29年度決算における県税滞納額を対前年度比1億円縮減する。

〔個人県民税に関する市町との連携強化〕

- ・直接徴収、徴収嘱託の更なる活用を図るとともに、県と市町との延べ連携事業数を対前年度比3割増加する。（平成28年度事業数 33件）

イ 取組内容

個人県民税の滞納額の縮減に向けて、滋賀地方税滞納整理機構の取組を通じ、市町との連携を一層推進する。

従前からの「直接徴収」等の取組に加えて、平成29年度から新たに「市町による県への徴収嘱託」(※)および「県・市町情報交換事業」を実施することにより、県と市町および市町間の連携を更に推進する。

また、徴収率の高い特別徴収制度の活用が有効であることから、市町と連携し、特別徴収を行うべき事業者に対して特別徴収税額を通知し納入義務を課す取組を全市町で引き続き実施し、特別徴収制度の適正な運用に努める。

個人県民税以外の県税については、適正な課税客体の捕捉に努めるとともに、滞納整理の早期着手に加えて、預金、給与、不動産等の差押えや、搜索による動産の差押えなど、徹底した滞納処分に努める。

(※)「市町による県への徴収嘱託」

地方税法第20条の4第1項

地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、当該地方団体は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することができる。

ウ 県税事務所と生活困窮者自立相談支援機関との連携した取組について

(7) 趣旨

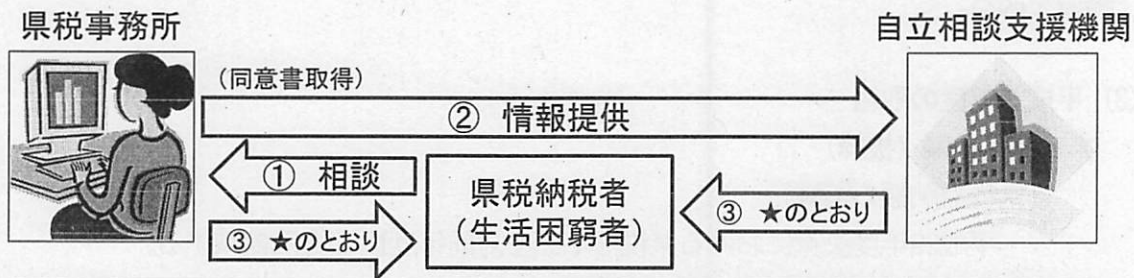
県税事務所における納税相談で相談者の生活困窮が判明した場合や、自立相談支援機関(※)に相談された方が県税を滞納されている場合に、必要に応じて相互の機関が情報を共有し、生活困窮状態を解消し、県税を継続して納税していただけるよう、県と市町が連携した取組を平成29年5月1日から開始した。

※自立相談支援機関……生活困窮者自立支援法による生活困窮者自立相談支援事業を行う機関

各市：担当部局または委託先である社会福祉協議会

各町：県健康福祉事務所

(イ) 取組のイメージ



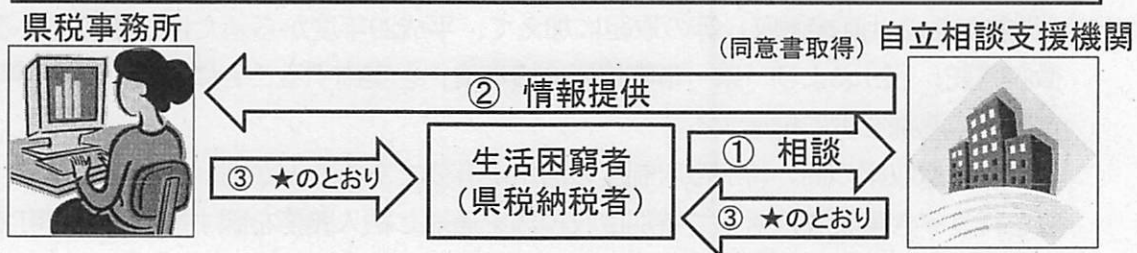
★情報提供後の対応

(自立相談支援機関)

相談の結果必要な場合は、生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施その他の支援を行う。

(県税事務所)

自立相談支援機関が支援する場合、連携・協議のうえ、必要に応じて、地方税法に基づく納税の猶予等を行う。



税目別の滞納額および徴収率の推移

[単位：千円、%]

	平成23年度		平成24年度		増減		平成25年度		増減		平成26年度		増減		平成27年度		増減		平成28年度		増減	
	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率
個人県民税 (所得割・均等割)	2,970,047	93.7	2,923,543	93.9	▲ 46,505	0.2	2,650,657	94.4	▲ 272,886	0.5	2,507,835	94.7	▲ 142,822	0.3	2,432,546	95.0	▲ 75,288	0.3	2,190,537	95.5	▲ 242,009	0.5
法人県民税	46,207	99.4	39,791	99.4	▲ 6,416	0.0	37,295	99.4	▲ 2,496	0.0	41,428	99.5	4,133	0.1	30,845	99.5	▲ 10,582	0.0	35,874	99.4	5,029	▲ 0.1
個人事業税	79,764	92.9	62,700	94.5	▲ 17,064	1.6	47,420	95.9	▲ 15,280	1.4	47,937	96.3	518	0.4	63,279	95.4	15,341	▲ 0.9	57,695	95.8	▲ 5,584	0.4
法人事業税	113,898	99.5	89,846	99.6	▲ 24,052	0.1	70,762	99.7	▲ 19,084	0.1	87,122	99.7	16,360	0.0	64,051	99.8	▲ 23,071	0.1	79,458	99.8	15,408	0.0
不動産取得税	253,522	82.7	213,006	83.1	▲ 40,516	0.4	218,655	85.2	5,650	2.1	150,252	86.7	▲ 68,403	1.5	151,048	86.9	795	0.2	107,257	86.9	▲ 43,792	0.0
ゴルフ場利用税	29,983	97.7	3,681	99.7	▲ 26,302	2.0	8,790	99.3	5,109	▲ 0.5	13,126	98.8	4,336	▲ 0.5	10,026	99.1	▲ 3,100	0.3	4,139	99.3	▲ 5,887	0.2
軽油引取税	115,753	96.3	88,156	96.2	▲ 27,598	▲ 0.1	76,010	96.0	▲ 12,145	▲ 0.1	49,585	96.4	▲ 26,425	0.4	44,861	96.5	▲ 4,724	0.1	40,421	96.4	▲ 4,440	▲ 0.1
自動車税	396,618	97.6	349,294	97.9	▲ 47,324	0.3	304,105	98.2	▲ 45,189	0.3	264,685	98.4	▲ 39,419	0.2	240,183	98.5	▲ 24,502	0.1	222,447	98.6	▲ 17,737	0.1
その他県税	5,317	100.0	4,630	100.0	▲ 687	0.0	3,472	100.0	▲ 1,158	0.0	3,184	100.0	▲ 288	0.0	917	100.0	▲ 2,267	0.0	417	100.0	▲ 500	0.0
県計	4,011,109	96.4	3,774,646	96.5	▲ 236,463	0.1	3,417,166	96.8	▲ 357,480	0.3	3,165,155	97.1	▲ 252,011	0.3	3,037,758	97.4	▲ 127,397	0.3	2,738,245	97.6	▲ 299,512	0.2

※四捨五入により合計が合わない場合がある。

事務所別の滞納額および徴収率の推移

[単位：千円、%]

		平成23年度		平成24年度		増減		平成25年度		増減		平成26年度		増減		平成27年度		増減		平成28年度		増減	
		滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率	滞納額	徴収率
西部	個人県民税 (所得割・均等割)	767,724	94.5	824,483	94.4	56,759	▲ 0.1	821,362	94.4	▲ 3,120	0.0	812,565	94.5	▲ 8,798	0.1	833,988	94.3	21,424	▲ 0.2	784,085	94.7	▲ 49,903	0.4
	個人県民税 以外の県税	381,235	98.9	334,745	98.9	▲ 46,490	0.0	302,425	99.1	▲ 32,321	0.2	275,086	99.3	▲ 27,339	0.2	258,443	99.4	▲ 16,643	0.1	242,551	99.4	▲ 15,893	0.0
	計	1,148,959	98.0	1,159,228	97.9	10,269	▲ 0.1	1,123,787	98.1	▲ 35,441	0.2	1,087,651	98.3	▲ 36,136	0.2	1,092,432	98.5	4,781	0.2	1,026,636	98.6	▲ 65,796	0.1
南部	個人県民税 (所得割・均等割)	797,296	93.3	808,867	93.4	11,571	0.1	693,824	94.2	▲ 115,043	0.8	667,967	94.5	▲ 25,857	0.3	643,061	94.8	▲ 24,806	0.3	565,326	95.5	▲ 77,735	0.7
	個人県民税 以外の県税	265,373	95.6	216,752	95.6	▲ 48,621	0.0	205,105	95.5	▲ 11,647	▲ 0.1	158,146	95.8	▲ 46,959	0.3	153,536	96.0	▲ 4,609	0.2	134,574	95.9	▲ 18,962	▲ 0.1
	計	1,062,669	94.6	1,025,619	94.6	▲ 37,051	0.0	898,929	95.0	▲ 126,690	0.4	826,113	95.3	▲ 72,816	0.3	796,597	95.5	▲ 29,516	0.2	699,900	95.7	▲ 96,696	0.2
中部	個人県民税 (所得割・均等割)	803,690	92.9	745,062	93.6	▲ 58,628	0.7	641,304	94.3	▲ 103,758	0.7	584,007	94.9	▲ 57,297	0.6	564,402	95.2	▲ 19,605	0.3	501,325	95.7	▲ 63,078	0.5
	個人県民税 以外の県税	234,752	96.1	164,319	96.9	▲ 70,432	0.8	131,265	97.4	▲ 33,054	0.5	113,285	97.8	▲ 17,979	0.4	96,439	97.9	▲ 16,846	0.1	86,125	97.8	▲ 10,314	▲ 0.1
	計	1,038,442	94.1	909,381	94.8	▲ 129,061	0.7	772,569	95.5	▲ 136,813	0.7	697,292	95.9	▲ 75,277	0.4	660,842	96.2	▲ 36,451	0.3	587,450	96.4	▲ 73,392	0.2
東北部	個人県民税 (所得割・均等割)	601,337	93.7	545,132	94.3	▲ 56,205	0.6	494,166	94.8	▲ 50,965	0.5	443,296	95.3	▲ 50,870	0.5	391,095	95.9	▲ 52,201	0.6	339,801	96.5	▲ 51,294	0.6
	個人県民税 以外の県税	102,029	97.3	88,019	97.6	▲ 14,010	0.3	83,211	97.6	▲ 4,808	0.0	72,301	97.8	▲ 10,910	0.2	60,542	97.9	▲ 11,759	0.1	52,127	98.3	▲ 8,414	0.4
	計	703,366	94.9	633,151	95.4	▲ 70,216	0.5	577,377	95.7	▲ 55,774	0.3	515,597	96.1	▲ 61,780	0.4	451,637	96.6	▲ 63,960	0.5	391,929	97.1	▲ 59,708	0.5
自動車	個人県民税 (所得割・均等割)																						
	個人県民税 以外の県税	57,672	98.1	47,267	98.6	▲ 10,405	0.5	44,504	98.7	▲ 2,763	0.1	38,502	98.3	▲ 6,002	▲ 0.4	36,251	98.8	▲ 2,252	0.5	32,331	98.8	▲ 3,920	0.0
	計	57,672	98.1	47,267	98.6	▲ 10,405	0.5	44,504	98.7	▲ 2,763	0.1	38,502	98.3	▲ 6,002	▲ 0.4	36,251	98.8	▲ 2,252	0.5	32,331	98.8	▲ 3,920	0.0
県計	個人県民税 (所得割・均等割)	2,970,047	93.7	2,923,543	93.9	▲ 46,505	0.2	2,650,657	94.4	▲ 272,886	0.5	2,507,835	94.7	▲ 142,822	0.3	2,432,546	95.0	▲ 75,288	0.3	2,190,537	95.5	▲ 242,009	0.5
	個人県民税 以外の県税	1,041,062	97.9	851,103	98.0	▲ 189,959	0.1	766,509	98.1	▲ 84,594	0.1	657,320	98.4	▲ 109,189	0.3	605,211	98.7	▲ 52,109	0.3	547,707	98.7	▲ 57,504	0.0
	計	4,011,109	96.4	3,774,646	96.5	▲ 236,463	0.1	3,417,166	96.8	▲ 357,480	0.3	3,165,155	97.1	▲ 252,011	0.3	3,037,758	97.4	▲ 127,397	0.3	2,738,244	97.6	▲ 299,512	0.2

※四捨五入により合計が合わない場合がある。